

令和6年度決算に基づく健全化判断比率

1 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく伊勢原市の健全化判断比率を次のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.7	31.9

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を表示しています。

令和6年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率

1 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく伊勢原市の資金不足比率を次のとおり報告します。

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	—

備考 資金不足額がない場合は、「—」を表示しています。

【令和6年度決算に基づく健全化判断比率等】

《参考資料》

早期健全化基準・・・自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、①から④のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

財政再生基準・・・国の関与による確実な再生を図るため、①から③のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

※ 一般会計等・・・本市の場合、一般会計に用地取得事業特別会計を加えたもの。

単位(%)

区分	指標の説明	伊勢原市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	12.35	20.0
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率	—	17.35	30.0
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	6.7	25.0	35.0
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	31.9	350.0	

公営企業の経営健全化基準・・・公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

なお、地方財政健全化法上の資金不足比率の対象となる会計は、伊勢原市の場合、公共下水道事業会計です。

単位(%)

資金不足比率	公営企業における資金不足額の、事業規模に対する比率	—	(経営健全化基準) 20.0
--------	---------------------------	---	-------------------

